

経済安全保障推進会議の動き (※経済安全保障法制に関する検討含む)

令和8年4月9日

研究開発局 宇宙開発利用課

- 我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を通じて確保することが経済安全保障。
- 様々な脅威を踏まえ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等に向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていく。
- 経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、民間と協調して取り組む。
- なお、取り組んでいく措置は不断に検討・見直しを行い、特に各産業等が抱えるリスクを継続的に点検し、安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行う。

経済安全保障推進法の着実な実施と不断の見直し

サプライチェーンの強靱化

- ◆ 特定国への過度な依存を低減
- ◆ 次世代半導体の開発・製造拠点整備、レアアース等の重要な物資の安定的な供給の確保
- ◆ 政策金融の機能強化等

重要インフラ分野の取組

- ◆ 地方公共団体を含む政府調達の在り方
- ◆ 事前審査制度の対象拡大

データ・情報保護

- ◆ 機微データの適切管理やICTサービスの安全性・信頼性確保
- ◆ セキュリティクリアランスを含む情報保全の強化

技術育成・保全等

- ◆ 先端重要技術に関する支援強化・体制整備
- ◆ 投資審査や輸出管理の強化
- ◆ 強制技術移転への対応強化
- ◆ 研究インテグリティ、人材流出対策等

外国による経済的な威圧への効果的取組

(1) サプライチェーンの強靱化

国民の生存、国民生活・経済に大きな影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

事業者の計画認定・支援措置

政府による備蓄等の措置

(2) 基幹インフラの安全性・信頼性の確保

外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

対象事業等を法律・政省令で規定

事前届出・審査

勧告・命令

(3) 先端的な重要技術の開発支援

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

官民パートナーシップ（協議会）

調査研究業務の委託（シンクタンク）

(4) 特許出願の非公開

安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組み、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング

保全審査

保全指定

外国出願制限

補償

- 新たな「国家安全保障戦略」（2022年12月）を策定するとともに、「自律性の向上」「優位性・不可欠性の確保」「国際秩序の維持・強化」という方向性の下、国家及び国民の安全を経済面から確保すべく、様々な施策を策定・実施。
- 「重要土地等調査法」（2021年6月）や、「経済安全保障推進法」（2022年5月）、「重要経済安保情報保護活用法」（2024年5月）等、新たな制度の創設も含め、経済安全保障の推進に政府一体で取り組んできた。

自律性の向上

リスク点検

基幹産業の複雑化したリスクへの対応と脆弱性を点検・把握

重要土地等調査法

重要施設周辺等における土地等利用状況調査及び利用規制の実施等

経済安全保障推進法(令和4年成立)

基幹インフラ

基幹インフラ役務の安定的な提供を確保

※「サイバー対処能力強化法」（2025年5月）において、基幹インフラ事業者等がサイバー攻撃を受けた際の官民連携等を強化

サプライチェーン

重要物資や原材料のサプライチェーンの強靭化

特許出願非公開

出願人の権利を確保しつつ、安全保障上機微な発明の特許出願の公表・流出防止

優位性・不可欠性の確保

技術情報管理

国際輸出管理レジームに基づく厳格な輸出管理のほか、外為法上における「みなし輸出」対象の明確化や、官民対話スキームによる技術管理の徹底

投資審査

外為法上の投資審査・事後モニタリングについて執行体制を強化。事前届出免除制度等の見直しを実施

重要技術流出防止

研究の不正流出や技術流出リスク等に向けた取組の強化（留学生等の受入審査含む）

官民技術協力(K Program)

官民が連携し、技術情報を共有・活用することにより、先端的な重要技術の育成を支援

国際秩序の維持・強化

国際社会との連携

同盟国・同志国（グローバル・サウスを含む）との経済安全保障上の課題への対処

国際機関

WTOやOECD等を通じた非市場的政策・慣行等への対処

ルールメイキング

AI・量子などの戦略分野での国際ルール標準の維持・強化・構築

Run Faster戦略

AI・量子等先端領域における優位性の特定と強化

経済インテリジェンス

情報収集・分析・集約・共有等の充実・強化

セキュリティ・クリアランス制度

重要経済安保情報の適切な管理（重要経済安保情報保護活用法【令和7年施行】）

体制整備

関係府省庁の体制強化

経済安全保障推進法成立後の国際情勢等に対する現状認識

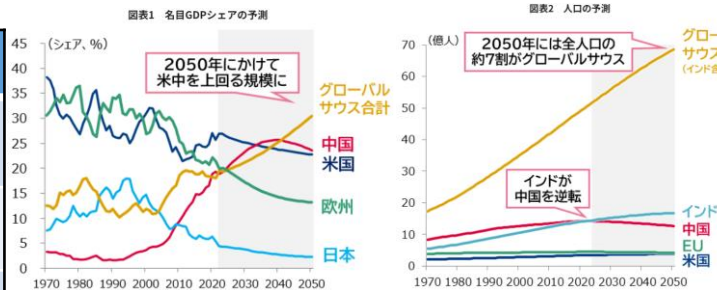
令和7年11月7日
経済安全保障推進会議（第8回）
資料1より引用

- ウクライナ侵略やガザ情勢を始めとする地政学リスクの高まり、経済的措置を通じた脅威の増大、国際社会や世界経済におけるグローバル・サウス諸国のプレゼンスの拡大等、経済安全保障推進法成立後の国際情勢は大きく変化している。
- このような国際情勢に加え、経済安全保障に直結するA I・量子等の先端技術における技術開発競争が一層激化するなど、経済安全保障をめぐる課題が複雑化する中で、専門知識を集結し、政策決定に活用するとともに、官民連携を強化する必要性が高まっている。
- これらに加え、安全保障環境やデータを取り扱う環境の変化を踏まえ、我が国のデータの安全性を確保する必要性が高まっている。

中国による主な輸出管理措置 (2025年10月24日時点)

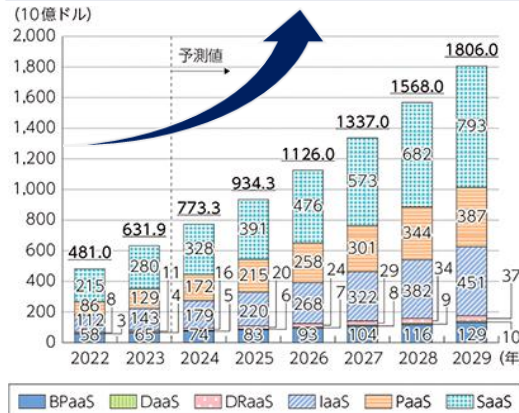
年	主な動き
2020年12月	中国輸出管理法の施行
2023年8月	輸出管理措置開始 (ガリウム・ゲルマニウム)
同12月	輸出管理措置開始（黒鉛）
2024年9月	輸出管理措置開始 (アンチモン・超硬材料・ドローン等)
同12月	対米輸出管理措置強化 (ガリウム・ゲルマニウム・アンチモン等)
2025年2月	輸出管理措置開始 (タングステン・テルル等)
同4月	輸出管理措置開始 (サマリウム・ガドリニウム等 レアアース7鉱種)
同10月	輸出管理措置発表 (ホルミウム等レアアース5種及びレアアース 関連技術、レアアース再輸出規制等)

グローバル・サウス諸国の台頭



(出典) 三菱総合研究所「ウクライナ危機で存在感増す「グローバルサウス」①」

クラウドサービス市場規模（売上高）の推移及び予測

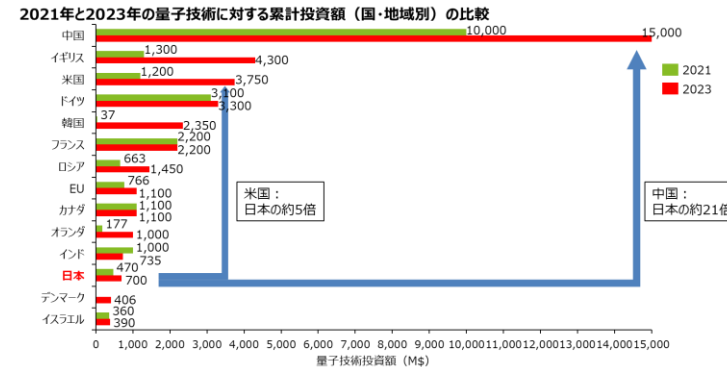


(出典) 総務省「令和7年版 情報通信白書 (Statista Market Insights (2025年3月14日取得データ))」を基に作成

A I・量子等の技術開発競争の激化



(出典) 人工知能戦略本部（第1回）資料2-1「人工知能基本計画の骨子（たたき台）の概要について」



<https://www.qureca.com/quantum-initiatives-worldwide/> などを参考に作成

(出典) 経済産業省「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化 アクションプラン再改訂にむけて」

- 国際情勢の急速な変化や先端技術の開発競争の激化等を踏まえ、**外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力**を含む**総合的な国力を強化しながら最大限活用**し、我が国の平和と安全、繁栄を確保すべく、以下の対応を講じる。
 - 経済安全保障推進法上のサプライチェーンの強靱化措置や基幹インフラ制度を運用する中で明らかとなった、**自律性の向上や優位性・不可欠性の確保の更なる強化**に向け、**現行制度の見直し・拡充**を行う。
 - 経済安全保障上の新たな課題に的確に対応するための**スキームを新設**するとともに、**更なる課題を把握し、実効的かつスピード感を持って対応**することを可能とするために**必要な枠組みを構築**する。

自律性の向上や優位性・不可欠性の確保のための 現行制度の見直し・拡充

- ✓ 重要な物資の供給に不可欠な役務への支援
- ✓ 基幹インフラ制度への医療分野の追加

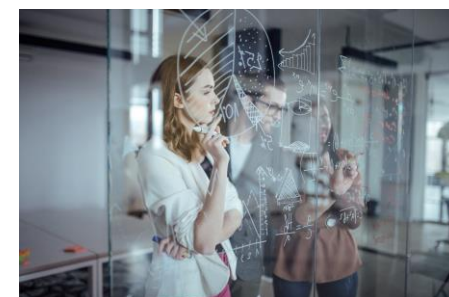
等



新たなスキームの創設・実効的かつスピード感ある 対応を可能とする枠組み構築

- ✓ 経済安全保障上重要な海外事業の展開の支援
- ✓ 総合的なシンクタンク機能の構築及び官民連携のプラットフォームの機能を構築
- ✓ データセキュリティの確保

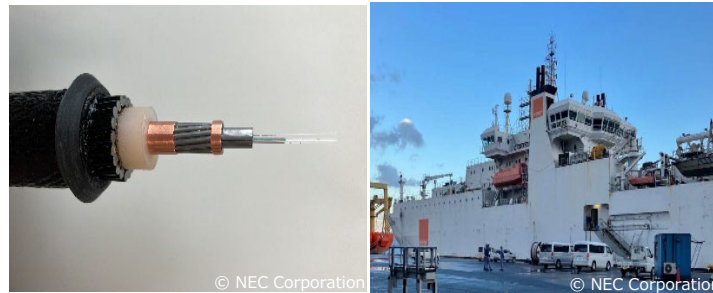
等



- 重要な物資の安定供給確保を図るため、12の物資（特定重要物資）を指定し、**民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援**（予算総額2.4兆円）。
- 他方、**物資そのものが確保されていても、その機能の発揮に不可欠な役務が途絶した場合には、国民生活・経済活動に大きな影響**が及ぶ。

（物資の機能の発揮に必要な役務の事例：光海底ケーブルの敷設）

- **国際通信の99%は光海底ケーブルを経由**していることから、光海底ケーブルは我が国の経済活動に必要な不可欠な物資であるが、その機能の発揮には**海底ケーブル敷設船による敷設（役務）が必要**である。
- 仮に国内の光海底ケーブル敷設船が不足することにより、**敷設役務を過度に外部依存する状況において、これが途絶**すれば、結果として**海底ケーブルの通信機能の発揮が損なわれる**。



光海底ケーブル（左）及び光海底ケーブル敷設船（右）

検討課題

- 物資そのものの確保ではない、物資の機能の発揮に必要な役務についてどう捉えるか。

「物資の供給」の考え方

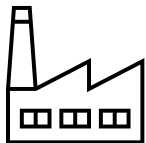
- 現行法は、**物資の「安定的な供給の確保」を目的**とし、要件を満たす物資(①外部依存性、②供給途絶蓋然性、等)を「特定重要物資」に指定し、**供給確保の手法として生産、備蓄、リサイクル等**の取組を支援。主に**物資の確保が念頭**。
- しかし、**物資の供給を完遂**するためには、物資そのものの生産等だけでなく、**物資が必要な場所で使用できる状態にする必要**がある。
- したがって、「物資の確保」には問題がないが、「物資が必要な場所で使用できる状態にする取組」に「①外部依存性」及び「②供給途絶蓋然性」がある場合にも、「特定重要物資」として指定・支援する必要があるのではないか。

物資の供給

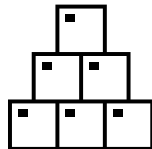
物資が必要な場所で使用できる状態にすることで、物資の供給を完遂する。

物資そのものの確保

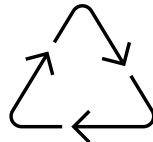
物資が必要な場所で使用できる状態にする取組



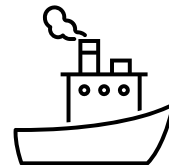
生産



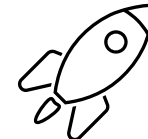
備蓄



リサイクル 等



物資の敷設



物資の打上げ



物資の特殊輸送 等

現行法が主に想定する取組

→物資そのものを外部依存等している場合に、**特定重要物資として指定可能**

現行法で明記されていない取組

→これらの取組が外部依存等するだけでは、**特定重要物資としての指定はできない**

令和7年12月16日
経済安全保障法制に関する有識者
会議(第13回)資料1より引用

現在の措置と課題

- ✓ 重要な物資の安定供給確保を図るため、12の物資(特定重要物資)を指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援(予算総額2.4兆円)。
- ✓ 一方、光海底ケーブルの敷設役務など重要な物資の「供給に不可欠な役務」を外部依存することにより、物資(物資に期待される機能の発揮を含む。)の安定供給が脅かされるおそれがある。

論点

- ① 重要な物資の「供給に不可欠な役務」を物資にひも付けて支援する必要があるのではないか。
- ② 重要な物資の「供給に不可欠な役務」として、光海底ケーブルの敷設のほかにどのようなものが考えられるか。
(例) 人工衛星の軌道投入役務としての射場の整備など
- ③ 物資の「生産」を所管する大臣と「役務」を所管する大臣が異なる場合も、両大臣が連携してしっかり対応すべきではないか。
(例) 光海底ケーブルの場合、ケーブルの製造については経済産業省、ケーブルの敷設は総務省の所管であり、製造・敷設の両面で外部依存性が認められる場合、双方に対応しなければ、物資の安定供給確保が担保されない。
- ④ 「役務」の場合、取組目標の定量的な設定などにおいて特に配慮すべき点はあるか。
(例) 工作機械の生産基盤強化の場合、「2025年に8万台/年、2030年に11万台/年の生産能力の強化」を目標としているが、役務の場合はどのように定量的な目標の設定が可能か。

令和7年12月16日
経済安全保障法制に関する有識者
会議（第13回）資料1より引用

物資の機能発揮に必要な役務の例：光海底ケーブルの敷設

- **国際通信の99%は光海底ケーブルを経由**していることから、光海底ケーブルは我が国の経済活動に必要な不可欠な物資であるが、その機能の発揮には**海底ケーブル敷設船による敷設（役務）が必要**である。
- 仮に国内の光海底ケーブル敷設船が不足することにより、**敷設役務を過度に外部依存する状況において、これが途絶すれば、結果として海底ケーブルの通信機能の発揮が損なわれる。**



光海底ケーブル



光海底ケーブル敷設船

これまでの主な議論等

- **物資の供給に必要な役務はリスクが大きいものの、現状、対策が行われていない。**海底ケーブルの敷設についても、**海外は政府が相当程度支援**しているが、**日本は民間が対応**している。
- 役務については、**推進法の第2章サプライチェーンパート、第3章インフラパートのどちらで対応**するのか。

考えられる方向性

- サプライチェーン強靱化支援の対象に、**重要な物資の供給に必要な「役務」**を含める。

特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置

- ✓ 役務に関する措置について、対応の方向性に賛同（複数の委員から同旨のコメントあり）。
- ✓ 広く役務の安定提供確保について、大きな視点に立って必要性を検討していくべき。
- ✓ サプライチェーン強靱化支援の対象に、経済安全保障上重要な物資の供給に必要な「役務」を含めることは妥当。
- ✓ 重要な物資の供給に必要な「役務」としては、例として挙げられた海底ケーブルの敷設役務、ロケットの打上げ役務以外にも、物資の維持、保守、修理なども含まれるのではないか。
- ✓ 他国においても特定重要物資に関連した役務支援を行っている実態があることを認識することが重要。
- ✓ 制度所管としての内閣府の主導の下、物資の「生産」を所管する大臣と「役務」を所管する大臣が異なる場合であっても、省庁間で連携し、サプライチェーンのリスクがどこにあるのかをしっかりと把握した上で、対応すべき。

1. 重要な物資の供給に不可欠な役務に関する措置

（現行制度の施行状況を踏まえた新たな課題）

重要な物資そのものが確保されているとしても、その**供給に不可欠な役務を外部に依存することにより国家及び国民の安全を損なう事態**を生じるおそれが顕在化している。

（基本的な枠組み）

対象とする役務

物資を必要な場所で使用するために**不可欠な役務**も十分に確保される必要。専ら特定の物資の供給のために用いられる役務（光海底ケーブルの敷設役務、人工衛星の打上げ役務等）を支援対象とすべき。

支援する取組

役務の提供基盤（施設や設備等）の整備や、**役務の提供に係る技術の導入**等を支援すべき。

主務大臣

物資の生産等の事業の主務大臣に加え、**物資の供給に不可欠な役務の提供の事業を所管する大臣**も、**主務大臣として特定重要物資の安定供給確保のための取組を主導**すべき。

2. 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置

（現行制度の施行状況を踏まえた新たな課題）

特定重要物資の安定供給確保が困難な事態に至る前に、可能な限り民間事業者による供給が実現されるよう、**国による積極的な働きかけが必要**。

（基本的な枠組み）

安定供給確保の関係者

物資等の供給事業者だけでなく、**必要な関係者（サプライチェーン上のその他の事業者、融資を行う金融機関等）**に対して働きかけを行うことが望ましい。

安定供給確保に支障が生ずるおそれを把握するための措置

主務大臣が、関係者から情報を収集し、必要に応じて事業者に供給確保計画の作成及び認定申請を促すことを可能とすべき。

安定供給確保の取組が困難となるおそれがある場合の措置

認定事業者による安定供給確保のための取組が遂行されるよう、**主務大臣は認定事業者の取組を妨げる事由の関係者に対し、必要な協力を求める**ことを可能とすべき。

関係者相互の連携・協力

特定重要物資やその原材料・部品等の供給者、その供給を受ける者、その供給に関わる事業者団体、金融機関、投資家等**安定供給確保の関係者が相互に連携し、協力するよう努める**べき。